

暖房費緊急支援事業（福祉灯油）について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、家庭で過ごす時間が増加する中、急激な原油価格の高騰に伴い灯油、電気、ガス等の暖房費の負担が増していることから、緊急かつ臨時的な対応として、低所得世帯に対し「暖房費緊急支援金」を支給することにより、暖房費負担への支援を行います。

- 支給対象 令和4年1月1日現在岩見沢市に住民登録のある市民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する者が在宅生活している世帯（施設入所や長期入院、生活保護受給者を除く）
 - ①単身者で今年度中に満70歳以上に達する者
 - ②家族全員が今年度中に満70歳以上に達する者
 - ③夫婦二人世帯でどちらか一方が今年度中に満70歳以上に達する者
 - ④重度障がい者（身障手帳1・2級、療育手帳A、精神手帳1級）
 - ⑤ひとり親世帯（児童扶養手当受給資格者）

※今年度中に満70歳以上に達する者＝昭和27年4月1日以前生まれの方

- 支給額 一世帯 5,000円（見込世帯：9,500世帯）
- 申請方法 郵送による申請（市からの案内に返信用封筒を同封）
- 支給の流れ（予定）
 - ①令和4年1月4日 申請書・返信用封筒等を発送
 - ②令和4年1月～2月中旬 受付（2月中旬まで）・審査
⇒順次振込（2月未完了）

- 事業費 57,000千円（市議会第4回定例会補正予算案）

- 財源 一般財源

- 事業費の内訳（補正額） （単位：千円）

項目	現在予算額	今回補正額	計
給付金	0	47,500	47,500
事務費	0	9,500	9,500
計	0	57,000	57,000

5千円×9,500世帯